

## 4. 公園等

### [3]便所

#### 整備の基本的考え方

公園等に配置される便所については、建築物と同様に障害者や高齢者に配慮した施設とする。

#### 整備基準

不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。

#### さらに望ましい基準

- ・不特定又は多数の者が利用する便所を2以上設ける場合においては、それぞれを建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。
- ・不特定又は多数の者が利用する便所の中には、おむつ替え等のための長いす等を配置すること。

#### ○解説

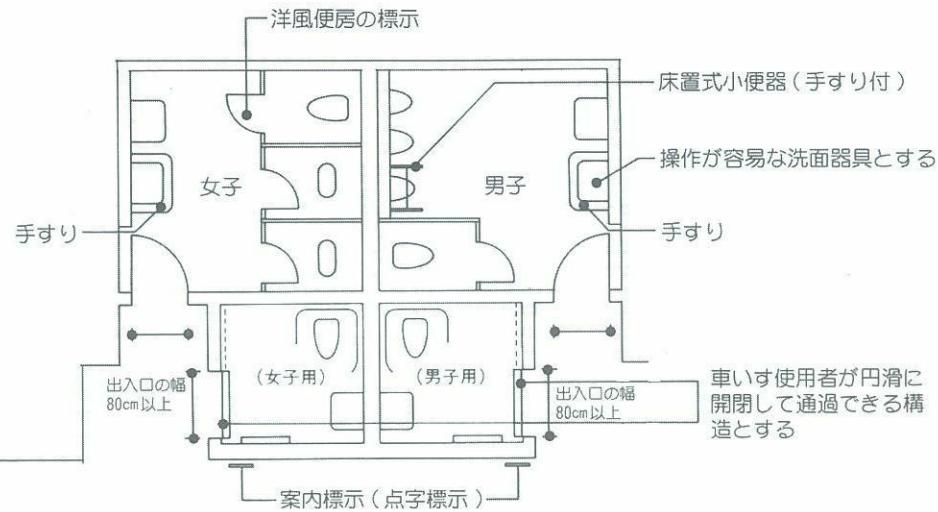
※建築物[5]便所の項 24 頁参照。

#### ○配慮事項

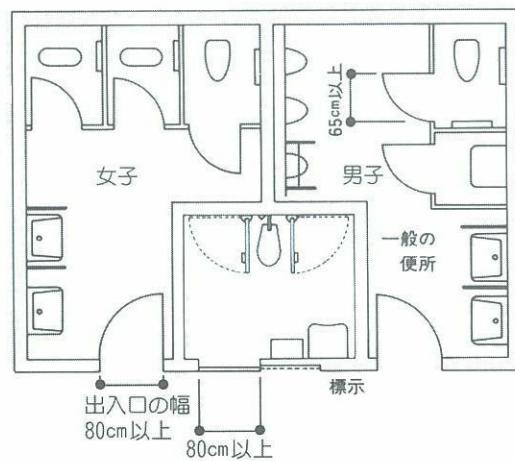
- ・建築物[5]便所の項 24 頁参照。

## 参考解説図

### ■ 車いす便房の男女別配置の例



### ■ 車いす便房の共同配置の例



### ■ 車いす使用者用便房の例

